

令和4年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更（R4. 4. 4現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A308-03	190273570	在宅患者支援病床初期加算（地域包括ケア病棟入院料・臨時的取扱）	3		新規		【令和4年4月1日から適用】 令和4年3月31日付け「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その69）」に基づき新設
D413-00	160231810	前立腺針生検法（MR I 撮影・超音波検査融合画像）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K007-03	150411250	放射線治療用合成吸収性材料留置術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K019-02	150425310	自家脂肪注入（50mL未満のもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K019-02	150425410	自家脂肪注入（50mL以上100mL未満のもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K019-02	150425510	自家脂肪注入（100mL以上のもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K054-00	150425710	脛骨近位骨切り術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K080-07	150425910	上腕二頭筋腱固定術（観血的）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K080-07	150426010	上腕二頭筋腱固定術（関節鏡下）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K082-05	150411610	人工距骨全置換術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K082-06	150411710	人工股関節摺動面交換術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K134-03	150410650	人工椎間板置換術（頸椎）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K134-04	150411810	椎間板内酵素注入療法	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K142-08	150426110	顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K145-02	150426210	皮下髄液貯溜槽留置術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K147-02	150411910	頭蓋内モニタリング装置挿入術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K154-04	180058750	集束超音波による機能的定位脳手術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K169-02	150426310	内視鏡下脳腫瘍生検術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K169-03	150426410	内視鏡下脳腫瘍摘出術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K172-00	150412110	脳動静脈奇形摘出術（複雑）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K174-00	150426510	水頭症手術（シャント再建術）（頭側のもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K174-00	150426610	水頭症手術（シャント再建術）（腹側のもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K174-00	150426710	水頭症手術（シャント再建術）（頭側及び腹側のもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K181-06	150412410	頭蓋内電極植込術（脳深部電極）（7本以上の電極）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K190-08	150424050	舌下神経電気刺激装置植込術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K217-00	150426910	眼瞼内反症手術（眼瞼下制筋前転法）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K225-04	150427010	角結膜悪性腫瘍切除術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K242-00	150427110	斜視手術（調節糸法）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K259-02	150422850	自家培養上皮移植術（自家培養角膜上皮移植）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K259-02	150424850	自家培養上皮移植術（自家培養口腔粘膜上皮移植）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K259-02	150424950	口腔粘膜組織採取術	5	枝番	02	00	設定変更
K268-00	150435810	緑内障手術（流出路再建術）（眼内法）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K268-00	150427310	緑内障手術（濾過胞再建術）（needle法）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K305-02	150424750	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K308-03	150423450	耳管用補綴材挿入術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K319-02	150427510	経外耳道の内視鏡下鼓室形成術（上鼓室開放を伴わない）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K319-02	150427410	経外耳道の内視鏡下鼓室形成術（上鼓室・乳突洞開放を伴う）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K343-02	150427610	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清等）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K374-02	150412710	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K374-02	150441110	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術含・内視鏡用支援機器）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K386-02	150412810	輪状甲状靭帯切開術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K388-03	150427710	内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K394-02	150412910	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（切除）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K394-02	150441210	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（切除）（内視鏡手術用支援機器）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K394-02	150413010	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（全摘）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K394-02	150441310	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（全摘）（内視鏡手術用支援機器）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K445-02	150413210	顎関節人工関節全置換術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K446-00	150413310	顎関節授動術（徒手的授動術）（単独）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K470-02	150423650	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K487-00	150413810	漏斗胸手術（胸骨挙上用固定具抜去術）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K494-02	150427910	胸腔鏡下胸腔内（胸膜内）血腫除去術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K496-05	150413910	経皮的膿胸ドレナージ術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K514-02	150428010	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K527-02	150414710	食道切除術（単に切除のみ）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K529-04	150428110	再建胃管悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部の操作によるもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K529-04	150428210	再建胃管悪性腫瘍手術（頸部、腹部の操作によるもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K533-03	150428310	内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K534-04	150410750	腹腔鏡下横隔膜電極植込術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K555-02	150423850	経カテーテル弁置換術（経皮的肺動脈弁置換術）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K570-04	150414910	経皮的肺動脈穿通・拡大術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K574-03	150411050	経皮的卵円孔開閉鎖術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K594-00	150415010	不整脈手術（左心耳閉鎖術）（開胸手術）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K594-00	150410850	不整脈手術（左心耳閉鎖術）（経カテーテル的手術）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K616-06	150416810	経皮的下肢動脈形成術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K616-07	150423050	ステントグラフト内挿術（シャント）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K616-08	150423750	吸着式潰瘍治療法	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K617-00	150428710	下肢静脈瘤手術（静脈瘤切除術）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K617-06	150411150	下肢静脈瘤血管内塞栓術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K627-02	150416910	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K627-02	150417010	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K627-02	150428810	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K653-06	150428910	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K654-04	150417310	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K675-02	150429210	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K687-00	150417510	内視鏡的乳頭切開術（胆道鏡下結石破砕術を伴う）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K697-04	150429410	移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K703-02	150418710	腹腔鏡下膝頭部腫瘍切除術（リンパ節・神経叢郭清等伴う腫瘍切除術）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K703-02	150418810	腹腔鏡下膝頭部腫瘍切除術（リンパ節等伴う腫瘍切除術）（通則18）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K705-00	150409950	膵嚢胞胃（腸）バイパス術（内視鏡）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K710-02	150419710	腹腔鏡下脾固定術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K719-06	150420210	腹腔鏡下全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K721-05	150429610	内視鏡的小腸ポリープ切除術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K732-02	150420510	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（悪性腫瘍に対する直腸切除術後）	5	名称	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（悪性腫瘍に対する直腸切除術後）	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（直腸切除術後）	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
				DPC適用区分		1	
K732-02	150442610	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（悪性腫瘍以外に対する直腸切除術後）	3		新規		「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K740-02	150429910	腹腔鏡下直腸切除・切断術（超低位前方切除術）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K740-02	150441070	人工肛門造設加算（腹腔鏡下直腸切除・切断術）（超低位前方切除術）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K740-02	150430110	腹腔鏡下直腸切除・切断術（経肛門吻合を伴う切除術）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K740-02	150439970	片側側方リンパ節郭清加算（腹腔鏡下直腸切除・切断術3）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K740-02	150440070	両側側方リンパ節郭清加算（腹腔鏡下直腸切除・切断術3）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K740-02	150440170	片側側方リンパ節郭清加算（腹腔鏡下直腸切除・切断術4）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K740-02	150440270	両側側方リンパ節郭清加算（腹腔鏡下直腸切除・切断術4）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K746-03	150430310	痔瘻手術（注入療法）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K755-03	150424250	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm以上のもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K755-03	150424150	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）（1cm未満のもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K773-05	150430410	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる）（その他）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K773-06	150430510	腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K775-02	150420710	経皮的腎（腎盂）瘻拡張術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K800-04	150430610	ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K823-06	150421110	尿失禁手術（ボツリヌス毒素）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K828-03	150430810	埋没陰茎手術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K838-02	150430910	精巣内精子採取術（単純）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K838-02	150431010	精巣内精子採取術（顕微鏡）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K841-06	150431210	経尿道的前立腺吊上術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K860-03	150431310	腹腔鏡下陰断端挙上術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K882-02	150431410	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K884-02	150431510	人工授精	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K884-03	150431610	胚移植術（新鮮胚移植）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K884-03	150431710	胚移植術（凍結・融解胚移植）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K884-03	150431870	アシステッドハッチング加算	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K884-03	150431970	高濃度ヒアルロン酸含有培養液加算	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K890-04	150432010	採卵術	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K890-04	150432170	採卵加算（1個）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K890-04	150432270	採卵加算（2個から5個まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K890-04	150432370	採卵加算（6個から9個まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K890-04	150432470	採卵加算（10個以上）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K910-04	150410350	無心体双胎焼灼術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K910-05	150422110	胎児輸血術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K916-00	150432610	体外式膜型人工肺管理料（7日目まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K916-00	150432710	体外式膜型人工肺管理料（8日目以降14日目まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K916-00	150432810	体外式膜型人工肺管理料（15日目以降）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K916-00	150432970	導入時加算（体外式膜型人工肺管理料）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150433010	体外受精・顕微授精管理料（体外受精）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150433110	体外受精・顕微授精管理料（顕微授精）（1個の場合）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150433210	体外受精・顕微授精管理料（顕微授精）（2個から5個までの場合）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150433310	体外受精・顕微授精管理料（顕微授精）（6個から9個までの場合）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150433410	体外受精・顕微授精管理料（顕微授精）（10個以上の場合）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150436630	体外受精及び顕微授精同時実施管理料（1個）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150433970	採取精子調整加算	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150436830	体外受精及び顕微授精同時実施管理料（2個から5個まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150434070	卵子調整加算	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150436930	体外受精及び顕微授精同時実施管理料（6個から9個まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-00	150436730	体外受精及び顕微授精同時実施管理料（10個以上）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-02	150434110	受精卵・胚培養管理料（1個）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K917-02	150434210	受精卵・胚培養管理料（2個から5個まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-02	150434310	受精卵・胚培養管理料（6個から9個まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-02	150434410	受精卵・胚培養管理料（10個以上）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-02	150434570	胚盤胞作成加算（1個）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-02	150434670	胚盤胞作成加算（2個から5個まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-02	150434770	胚盤胞作成加算（6個から9個まで）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-02	150434870	胚盤胞作成加算（10個以上）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-03	150434910	胚凍結保存管理料（胚凍結保存管理料（導入時））（1個）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-03	150435010	胚凍結保存管理料（胚凍結保存管理料（導入時））（2個から5個）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-03	150435110	胚凍結保存管理料（胚凍結保存管理料（導入時））（6個から9個）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-03	150435210	胚凍結保存管理料（胚凍結保存管理料・導入時・10個以上）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K917-03	150435310	胚凍結保存管理料（胚凍結保存維持管理料）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K921-02	150422210	間葉系幹細胞採取	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K921-03	150435410	末梢血単核球採取（採取のみ）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K921-03	150437010	末梢血単核球採取（採取、細胞調整及び凍結保存）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K922-02	150410550	C A R 発現生 T 細胞投与	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K922-02	150422370	乳幼児加算（C A R 発現生 T 細胞投与）（6歳未満）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K924-03	150422410	同種クリオプレシビート作製術	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K930-00	150423270	脊髄誘発電位測定等加算（食道の手術）	5	DPC適用区分	1	9	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
K939-09	150423950	切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
M001-05	180064350	ホウ素中性子捕捉療法	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
M001-05	180064450	ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
M001-05	180064550	ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
M001-05	180064650	体外照射用固定器具加算（ホウ素中性子捕捉療法）	5	DPC適用区分	9	1	「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更